# 新道峠展望台環境整備事業 FUJIYAMAツインテラスエントランス施設整備 プロポーザル仕様書

令和5年6月 笛 吹 市

## 目次

1	本仕様書の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
_	##- 7dr Julii - ##-	
2	業務概要····································	1
	(1) 美務日的····································	
	(2)耒務名····································	
	(3)	
	(4) 耒務恒直····································	
	(6)	١
	(7)契約の形態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(8)履行期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(9)事業者の収入及び使用料······	2
	(10) 提案上限金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(10) 提案工限並織 (11) その他の留意事項 (11) その他の留意事項 (11) で (11	2
	(ロ)その他の田息争項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	J
3	事業者の募集及び選定に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
•	(1) 事業者の募集及び選定方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(2) 事業者の募集及び選定のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(3) 応募者の参加資格····································	
	(4) 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		Ī
4	参加手続等	5
	(1) 現地見学会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(2) 質問等の受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(3) 質問の回答方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(4)参加申込書等の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(5) 企画提案書等の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(6) プレゼンテーション及びヒアリングの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5	事業者の選定方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(1) 審査委員会の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2) 審査方法	
	(3)評価視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(4)選考結果の通知・公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
_	契約に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	^
6	契約に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(1) 設計・施工・工事監理の契約の締結等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 o
	(3)委託の制限等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ď
	(3) 安計の制限等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ŏ
7	維持管理・運営にあたっての留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	R
,	(1)維持管理・運営の実績等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 8
	(2) 関係法令の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3) 引継業務	R
	(4) 情報公開に関して特に留意すべき事項····································	
	(5) 個人情報保護に関して特に留意すべき事項····································	
	(6) 市内雇用及び市内への発注等への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(7) 施設において発生した事項への対応に関して特に留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(8) 課税に関する留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(9) 事業の継続が困難となった場合の措置····································	
8	問合せ先····································	

## 1 本仕様書の定義

FUJIYAMAツインテラスエントランス施設整備仕様書(以下「仕様書」という。)は、笛吹市(以下「市」という。)が発注する「FUJIYAMAツインテラスエントランス施設整備」(以下「本業務」という。)を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、募集、選定、契約等の手続に必要な事項を定めることを目的とするもので、本業務の公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)への参加を希望する事業者(以下「応募者」という。)を対象に公表するものである。

なお、仕様書とあわせて公表する要求水準書、様式集、契約書(案)、基本協定書(案)及び これらの付随する資料は、仕様書と一体のものとする。(以下、仕様書及びこれら一体のものを あわせて「仕様書等」という。)応募者は、仕様書の内容を踏まえ、応募に必要な書類(以下 「応募書類」という。)を提出するものとする。

## 2 業務概要

## (1) 業務目的

令和3年7月に笛吹市芦川町にFUJIYAMAツインテラスが完成し、多くの観光客が訪れている。 しかし、テラス周辺には観光客が立ち寄れる施設も少なく、情報発信や時間を過ごせる施設の 整備が必要である。

本業務は、すずらん群生地駐車場部分において、本施設の設計及び施工を行った後、維持管理・運営についても、魅力の向上やさらなる誘客につなげるため、民間事業者の経験やノウハウを活用し実施するものとし、プロポーザル方式にて最適な事業者を選定するものである。

## (2)業務

FUJIYAMAツインテラスエントランス施設整備

#### (3)発注者

山梨県笛吹市

#### (4)業務位置

山梨県笛吹市芦川町上芦川並松2007番地 すずらんの里入口駐車場

## (5) 対象業務

本業務において事業者が行う業務範囲は、次のとおりとする。

- ①統括管理業務
  - 1) 統括管理監理業務
- ②設計業務
  - 1) 実施設計業務
  - 2) 本業務に伴う各種申請及び図書等の作成業務

#### 3建設業務

- 1)建設業務
- 2) トレーラーハウス等施設の建設業務
- 3) 本施設の引き渡しに係る業務
- ④工事監理業務
  - 1) 工事監理業務

## ⑤維持管理・運営業務

- 1)維持管理業務
- 2) 施設運営業務

なお、維持管理運営業務については、決定した事業者と提案内容を踏まえ協議を行い、建物の 賃貸借契約を締結したうえで、基本協定書を締結し実施する予定である。

## (6)業務方式

本業務においては、スケジュールやコストなど業務の効率性を高めるとともに、民間事業者の経験やノウハウを活用し、本施設のポテンシャルを十分に発揮した施設整備及び管理運営を目指すため、本施設の設計・施工・工事監理業務及び維持管理・運営業務を一体的に実施することとする。

具体的な業務方式については、民間事業者が設計業務、施工業務及び工事監理業務により本施設の整備を行った後、本施設の維持管理・運営業務までを行うDBO (Design-Build-Operate) 方式により実施する。

#### (7) 契約の形態

市と事業者は、事業者のうち設計業務、施工業務及び工事監理業務を行う各単独企業又は共同企業体の代表企業と、本業務に係る統括管理業務、設計、施工及び工事監理の契約を締結する。また、市は、施設整備完了後に、事業者と協議の上、事業者のうち代表企業及び維持管理・運営業務を行う者と施設の賃貸借契約を締結したうえで、維持管理・運営業務の基本協定を締結する。

#### (8)履行期間

本業務の施設整備及び維持管理・運営期間は、次のとおり予定している。

①施設整備期間

設計業務、施工業務及び工事監理業務の契約締結日から令和6年3月31日とする。

#### ②維持管理·運営期間

維持管理・運営に関する基本協定締結日から令和10年3月31日までとする。

なお、保安林内作業許可及び当該地の土地賃貸借契約が令和9年3月31日までであり、更新手続による変更が生じた場合は、その都度協議する。

## (9) 事業者の収入及び使用料

本業務における事業者の収入及び使用料は、次のとおり予定している。

#### ①市が事業者に支払う業務委託対価等

1)業務委託対価等(施設整備費相当額)

市は、設計・施工・工事監理の契約書に基づき、本業務の設計業務、施工業務及び工事 監理業務の業務委託対価等(施設整備費相当額)について、市への施設引渡し後に事業者 に支払う。なお、契約時に契約保証金(契約金額の10%以上)が必要となります。前払金及 び部分払いの支払いについては、笛吹市財務規定の定めによることとする。

- 2) 本施設における事業より得られる収入 事業者は、要求水準書に示した事業及び本施設を活用した自主事業に係る収入を得るこ とができる。
- 3) 事業者が市に支払う本施設使用料 事業者は、本施設の使用料を市に年度毎に支払う。なお、使用料は協議により決定する。

#### (10) 提案上限価格

市が求める必要な機能以外においても、民間のノウハウを最大限生かした公民連携の手法を活用し、民間事業者から創意工夫あふれる自由な事業提案、また、市に財政負担の軽減を図る 提案を期待することから、提案上限価格は、89,034,000円(税込み)とする。

また、施設の使用料については、事業者の提案に基づき協議の上決定するものとする。

### (11) その他の留意事項

本施設の周辺の森林は保安林の指定がされていることから、法規制がある。

## 3 事業者の募集及び選定に関する事項

## (1) 事業者の募集及び選定方式

市は、透明性の確保と公正な競争の促進に配慮しながら、本業務の実施を希望する民間事業者を広く募集する。事業者の選定にあたっては公募型プロポーザル方式により、施設整備提案、維持管理・運営提案及び価格提案を求め、選定基準に基づき選定する。

#### (2) 事業者の募集及び選定のスケジュール

本業務における募集・選定スケジュールは、以下のとおり予定している。

内 容	日 程
実施要項等の公表(公募開始)	令和5年 6月 15日 (木)
参加申込書の受付開始	令和5年 6月 15日 (木)
質問の受付開始	令和5年 6月 15日 (木)
参加申込書の提出〆切	令和5年 7月 7日(金)
質問の回答期限	令和5年 7月 27日 (木)
現地見学会	随時
企画提案書の提出〆切	令和5年 8月 3日 (木)
プレゼンテーション及び ヒアリング審査	令和5年 8月 中旬
選定結果の通知・公表	令和5年 8月 下旬
基本協定締結	令和5年 8月 下旬
設計・施工・工事監理に関する 契約締結	令和5年 8月 下旬
設計着手	令和5年 8月 下旬

#### (3) 応募者の参加資格

#### ①応募者の構成等

本プロポーザルに応募する者(以下「応募者」という。)は、次に示す単独企業又は共同企業体(以下「JV」という。)とする。

- ア. J V での応募の場合、本業務を行う者の2者以上(以下「構成員」という。) によって構成された J V とする。
- イ. 1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。また、構成員のいずれかと資本面または人事面で関連のある企業は、他の応募者の構成員になることはできない。
- ウ. 応募にあたっては、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が手続きを行うこと。
- エ.代表企業は、応募手続きや優先交渉権者となった場合の事務手続を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本業務に係る参加グループ内のすべての調整等の責任を負うものとし、市への書類提出及び市からの通知等のついては、原則として、すべて代表企業を通じて行う。また、事業期間中において、代表企業を他の構成員に変更することは原則不可とする。
- オ. 応募者の構成員の追加・変更については、事前に市と協議を行うこと。参加表明書及 び参加資格審査申請書の提出以降の代表企業以外の構成員の追加・変更については、 当該変更後においても、応募者の参加要件及び提案内容が担保されることを市が確認 した場合に限り認める。
- カ. 構成員は、業務の一部について、第三者に委任、または下請負人を使用することがで

きるが、その際は、事前に書面にて市に申請し、承諾を得ることとする。

## ②参加者に共通する参加資格

参加者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。なお、JVの場合においては、参加申込書の提出までにJVを組織し、JVの設置に関する協定書(様式は、笛吹市のホームページに掲載されている特定建設工事共同体企業体協定書に準じて任意に作成するものとする。)を参加申込書の提出時に添付するものとする。

- ア. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ. 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者である こと。
- ウ. 商法 (明治32年法律第48号) の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告の事実があるものでないこと。
- エ. 破産法 (平成16年法律第75号) 第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立ての事実がないこと。
- オ.会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは構成手続開始の申立てがなされている場合または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てをしている者(ただし、手続開始の決定を受けた者で、所定の手続に基づく再認定等を受けている場合を除く。)でないこと。
- カ. 実施要項等の公表時から提案書提出期限までの間に、市または山梨県内で指名停止、 営業停止等の措置を受けていない者であること。
- キ. 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務、及び雇用保険法(昭和49年 法律第116号)第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。(当該 届出の義務のない者を除く。以下当該3保険を「社会保険等」という。)
- ク. 法令、規則等に違反していない者であること。
- ケ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に 規定する暴力団員(以下「暴力団員等」という。)でないこと又は法人であってその 役員が暴力団員でないこと。
- コ. 国税、地方税、その他の税について滞納していない者であること。

#### ③個別業務における参加資格

1) 統括管理業務に係る要件

統括管理業務を行う事業者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- ア. 観光施設、集客施設、交流施設の設計、施工、維持管理・運営いずれかの実績を有すること。
- 2) 設計業務・工事監理業務に係る要件

設計業務及び工事監理業務を行う事業者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- ア. 建築士法第23条第1項の規定に基づき建築士事務所の登録を受けている、または、建設 コンサルタント登録規定第2条第1項の規定に基づき建設コンサルタントの登録を受け ていること。
- 3) 施工業務に係る要件

施工業務を行う事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ア. 市の入札参加資格者名簿に登録され、「建設工事」の区分において入札に参加する資格を有し、「建築一式工事」または、「土木工事」の登録を有すること。
- イ. 市内に本社・本店又は入札契約等についての権限を有する営業所等があること。
- 4)維持管理・運営業務に係る要件

維持管理・運営業務を行う事業者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア. 観光施設、集客施設、交流施設の維持管理・運営の実績を有すること。

#### (4) 実施体制

技術者の配置条件(規模・専任の有無等)は建設業法の規定によることとし、その他の担当者の配置条件は以下のとおりとする。

・統括責任者は、JVの参加者の場合、代表構成員、構成員の区別を問わない。

- ・現場代理人と監理技術者の兼任は、認めない。
- ・各配置予定技術者等については、参加者となる企業と参加申込書提出の日以前に3か月 以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあることとする。

## ①統括責任者

・観光施設、集客施設、交流施設の設計、施工、維持管理・運営いずれかに関して、責任 者として従事した実績を有する者。

## ②設計主任技術者

・一級建築士、二級建築士、技術士(建設部門)、RCCM(都市計画及び地方計画)のいずれかの資格を有する者。

## ⑤施工主任技術者

- ・技術者の配置については、工事期間のみとする。
- ・施工技術担当者と現場代理人の兼任は認める。

## 4. 参加手続等

## (1) 現地見学会の開催

参加者の希望に応じて実施する。集合時間は個別に連絡するものとし1時間程度を予定する。 現地見学会では、プロポーザルに関する質問等は受け付けない。現地見学会への参加を希望 する場合は、次のメールアドレスへ、参加事業者、参加者氏名(各社2名まで)、連絡先を連 絡する。

- ・申込アドレス: kankou01@city.fuefuki.lg.jp
- ・メール件名: FUJIYAMAツインテラスエントランス施設整備 現地見学会

## (2) 質問等の受付

本仕様書及びその他の内容に関する質問は、次のとおり受け付ける。

受付期間	令和5年6月15日 (木) ~ 7月20日 (木) 17時まで	
受付方法	・様式3に必要事項を記載し、電子メールに添付して提出すること ・電子メールの件名は「【質問】FUJIYAMAツインテラスエントランス 施設整備」として送信すること。また、電話にて市が該当メールを 受信できているか確認すること。	
提出先	笛吹市役所産業観光部観光商工課 E-Mail: <u>kankou01@city.fuefuki.lg.jp</u>	

## (3) 質問の回答方法

質問回答は、市ホームページ上で公表する。

## (4) 参加申込書等の提出

#### ①提出期限

令和5年7月7日(金)17時までに必着(郵送又は持参)。

- ※郵送による提出の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により行い、封筒の表に「プロポーザル参加申込書在中」と朱書きすること。
- ※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日(祝祭日除く)の9時~17時。

#### ②提出書類

それぞれ原本1部の提出とし、特に様式の指定のないものは任意書式とする。

- ア. 参加申込書【様式1】
- イ. J V の設置に関する協定書【任意様式とし、笛吹市のホームページに掲載されている 特定建設工事共同体企業体協定書を参考とする。】 (J V の場合のみ)
- ウ. 会社概要書(パンフレット等でも可) 【様式2】
  - ※参加資格を確認できる書類を添付すること
- エ. 納税証明書(申込日から3ヶ月以内に発行されたもの。「その3」又は「その3の3」 を提出) (施工業務以外のすべての事業者)
- オ. 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書【様式4】
  - ※用紙サイズはA4判又はA3判とし、A3判はA4判の大きさに折り込み、ページ番号を付して提出すること。

#### ③提出先

〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777 笛吹市役所産業観光部観光商工課宛 ※参加申込後、提案提出後に辞退する場合は、辞退届【任意様式】を提出すること。

#### (5) 企画提案書等の提出

#### ①提出期限

令和5年8月3日(木)17時まで(郵送又は持参)

#### ②提出書類

それぞれ原本1部、写し5部の提出とする。また、特に様式の指定のないものは、任意書式とする。

- ア. 企画提案書(【添書 参考様式】を表紙に、任意様式でA4判10枚以内とする。A3判を用いる場合には、A4判2枚とカウントする。)
- イ. 実施体制【様式5】
  - ※各業務担当者の実績・資格等を確認できる書類を添付すること
- ウ. 参考見積書【任意様式】
  - ※施設の希望使用料についても提示すること。
- エ. ①~③までの電子データ (CD-R) 1部
  - %CD-R(容量が不足する場合はDVD-Rとする。)に、提出書類の電子データを格納し提出すること。

#### ③作成の留意事項

- ア.「ア.企画提案書」は、集客交流拠点として機能面、コスト面を総合的に検討し作成すること
- イ. 「ア. 企画提案書」は、確実に実施できる内容とし、図等を用いて、次の提案項目に 沿って記載すること。

## 【業務全般】

- ・本業務の位置づけの理解
- ・事業実施体制に関する提案
- ・地域振興及び笛吹市全体の観光振興に関する提案
- ・業務全般スケジュールの提案

#### 【設計業務】

- 集客交流拠点施設整備にあたっての考え方の提案
- ・ 平面計画の提案

#### 【建設業務】

- ・品質・工程管理で配慮した施工計画の提案
- ・アフターフォロー・維持管理体制の提案

## 【維持管理・運営業務】

- ・魅力ある施設運営体制の提案
- ・維持管理・運営におけるコストの提案
- ・本施設で実施する自主事業の提案
- ウ. 「ア. 企画提案書」の著作権は、当該企画提案書を提出した応募者に帰属する。ただし、市は、本業務に関して必要な範囲において、優先交渉者として選定された応募者の企画提案書の全部または一部を無償で使用することができるものとする。また、市は、審査結果の公表に必要な範囲において、応募者の企画提案書の一部を無償で使用することができるものとする。
- エ. 「イ. 実施体制」に記載された配置予定技術者等の変更は、原則として認めない。ただし、病気、事故、退職等、止むを得ない事情により変更が必要な場合は、当初の配置予定技術者等と同等以上の者として市が認める者を配置すること。
- オ. 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を企画提案書の作成に使用することにより生ずる責任は、参加者が負うものとする。
- カ. 都合により企画提案書等の提出ができない場合は、辞退届【任意様式】を提出すること。

#### 4)提出先

〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777 笛吹市役所産業観光部観光商工課宛 ※参加申込後、提案提出後に辞退する場合は、辞退届【任意様式】を提出すること。

## (6) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等の提出後、参加者から提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施 する。なお、参加しなかった場合は採点を行わない。

#### ①開催日時及び会場

令和5年8月上旬を予定しており、時間及び会場については、別途通知する。

## ②時間構成

プレゼンテーション30分以内、質疑応答20分程度、計50分程度

#### ③留意事項

説明に機材が必要な場合は、提案者側が準備すること。

## 5 事業者の選定方法等

## (1) 審査委員会の設置

事業者の選定にあたっては、審査委員会を設置し、参加書類の審査やプレゼンテーションなどを行ったうえで、優先交渉権候補者及び次点者を選定する。

#### (2) 審査方法

参加者から提出された参加申込書等及び提案書等に対して、資格要件、要求水準への適合、 参加者の実績、事業計画及び施設計画などの評価により審査する。また、審査は次の方法で 行う。

- ・評価基準点(最大評価点の60%)を超えた者を候補者とする。
- ・候補者のうち最も得点が高かった候補者を優先交渉権候補者とする。

#### (3)評価視点

審査基準については、審査基準に示す通りとする。

## (4) 選考結果の通知・公表

審査の結果について、プロポーザル参加事業者すべてに文書にて通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

## 6 契約に関する事項

## (1) 設計・施工・工事監理の契約の締結

事業者は市と協議のうえ、本業務に関する設計・施工・工事監理の契約を締結する。設計・施工・工事監理の契約期間は、設計・施工・工事監理の契約日から設計・施工・工事監理が終了するまでとする。

## (2) リスク分担

事業者が実施する設計業務、建設業務、工事監理業務及び維持管理・運営業務については、 事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が 負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責 任を負うものとする。詳細については、設計・施工・工事監理の契約書及び維持管理・運営 の基本協定書等に示す。

#### (3) 委託の制限等

事業者が、本業務の全部を第三者に委託又は請け負わせることを禁止する。本事業の一部を第三者に委託する場合は、事前に書面にて市に申請し、承諾を得ることとする。その場合、事業者は、当該委託先に設計・施工・工事監理の契約書、維持管理・運営の協定書等の規定を事業者の責任において遵守させることとする。

## 7 維持管理・運営にあたっての留意事項

## (1)維持管理・運営の実績等について

維持管理・運営を行う事業者は、市に対し事業報告書及びその他の管理運営の実績等に関する資料を提出することとする。提出を要する資料や時期等については、市と事業者が協議の上、決定することとする。

なお、事業報告書の内容等により、事業者が必要な水準を満たしていないことが明らかな場合には、市は事業者に対して業務の改善勧告等を行うことがある。

## (2) 関係法令の遵守

業務を遂行する上で、各種法令を遵守しなければならない。

## (3) 引継業務

事業者は、施設の賃貸借契約終了時に次期事業者が円滑かつ支障なく本施設の維持管理・ 運営業務を遂行できるよう、適切に引継ぎを行うものとする。

#### (4) 情報公開に関して特に留意すべき事項

事業者は、市が設置する公の施設を借用し事業を運営するものであることから、公平性及び透明性が求められるものである。事業者は、施設の管理に係る情報の公開について、市と締結する協定において必要な規定を定めることとし、当該規程に基づいて情報の公開を実施することとする。

## (5) 個人情報保護に関して特に留意すべき事項

事業者は、笛吹市個人情報保護条例の規定に基づき、別途締結する協定書において「個人情報保護の取扱い」として市が明示する措置を実施するともに、個人情報取扱事務に従事している者又は従事していたものは、退職後にあっても、当該事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

また、違反した場合は、同条例に基づく罰則等が適用される。

これらをふまえ、指定管理者は施設の維持管理・運営を行うにあたって、個人情報の保護に配慮した維持管理・運営体制の整備や、従事者に対しての必要な研修の実施など適切な対応を行うようにすること。

## (6) 市内雇用及び市内への発注等への配慮

事業者が行う維持管理・運営にあたって、特別な理由がある場合を除き、職員等の雇用についてはできるだけ市内居住者の雇用に努めること。

## (7) 施設において発生した事項への対応に関して特に留意すべき事項

事業者は、施設において発生した事故への損害賠償等の対応に関して以下のとおり義務を負うこととする。

- ア. 事業者の責に帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、事業者に おいてその損害を賠償しなければならない。
- イ. 施設において事故が発生した場合に備えて、事業者はあらかじめ事故対応マニュアル を定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を市へ報告しなければならない。
- ウ. 市と協議のうえ、損害賠償責任保険等に加入する必要があると認められる場合には、 当該保険に加入しなければならない。

## (8) 課税に関する留意事項

当該施設の維持管理・運営に伴い、事業者(法人の場合)は法人税、法人事業税、法人市 町村民税の申告納税義務が生じる。また、事業者が新たに設置した償却資産にかかる固定資 産税等は原則課税対象となる。

## (9) 事業の継続が困難となった場合の措置

## ①事業者の責めに帰すべき事由による場合

市が行う業務の改善勧告に従わない場合など、事業者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合で、市が賃貸借契約の取消しを行った場合には、市に生じた損害は事業者が賠償するものとする。

なお、当該事業者は、次期事業者が円滑かつ支障なく本施設の維持管理・運営業務を遂行できるよう、引継ぎなどの必要な対応を行うものとする。

#### ②当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、市及び事業者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わない時は、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。

## 8 問合せ先

本プロポーザルに関する質問、提出書類等の受付は下記のとおりとする。

担当:笛吹市役所産業観光部観光商工課

所在地: 〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777

電話:055-261-2034 (直通) FAX:055-262-8507

E-Mail: kankou01@city.fuefuki.lg.jp